

	担任

都立一橋高等学校長殿

登校許可証

下記の感染症について、感染予防上支障がないと認められるので、登校を許可します。

診断名 _____

出席停止期間 _____ 月 _____ 日から _____ 月 _____ 日まで

_____ 組 _____ 氏名

医療機関名（医師名） _____ 印

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

登校する際には主治医の許可が必要となります。本紙の「登校許可証」を主治医に記入して頂き、登校後すぐに担任の教員に提出してください。

登校許可証が必要な主な感染症

太字は「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令案」により平成24年4月1日施行

病名	出席停止期間
インフルエンザ、 コロナ	発症後5日(発熱の翌日を1日目とする)を経過し、かつ解熱した後2日(解熱した翌日を1日目とする)を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により医師より伝染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症	病状により医師より伝染のおそれがないと認められるまで
流行性角結膜炎(はやり目)	病状により医師より伝染のおそれがないと認められるまで
急性出血性結膜炎(アポロ病)	病状により医師より伝染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師より伝染のおそれがないと認められるまで
その他(感染拡大の防止のために必要と認められれば出席停止の対象となる疾患) →必ずしも出席停止措置となるものではありません。 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑(りんご病)、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎等	